

雇用シェア促進応援金

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者が、雇用シェアによる一時的な労働移動を行うことで雇用の維持を図った場合、出向元、出向先双方の事業者に応援金を支給します。

対 象

- ◆出向元、出向先事業者のいずれかが新型コロナウイルス感染症等の影響を受けていること
- ◆出向元、出向先のいずれも福井県内の事業所であること
- ◆10月12日以降に、在籍型出向の出向契約を締結していること
- ◆送り出した人材（受け入れた人材）は正社員であること
- ◆出向期間が1月以上であること
- ◆出向先と出向元の事業者が、資本的・組織的関連性がないこと

応 援 金

5万円／人（1事業者10人まで）

※出向元、出向先の事業者双方に支給します

申請書受付期間

人材の出向期間が1月を経過した日から
起算して14日以内、
または令和3年3月19日のいずれか早い期日

申請手続

以下のホームページから「申請書」を入手し、添付資料とともに下記へ
郵送してください

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648

